

	中	小	宮
地域指定年度	S47	S45	S47
計画策定年度	S47	S45	S47
計画見直し年度	S56	S56	S61
	H9	H6	—
	H18		
	R7		

加美農業振興地域整備計画書(案)

令和8年3月

宮城県加美郡加美町

目 次

第1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
	(1) 土地利用の方向	1
	(2) 農業上の土地利用の方向	4
2	農用地利用計画変更の基本方針	6
3	農用地利用計画	7
第2	農業生産基盤の整備開発計画	8
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	8
2	農業生産基盤整備開発計画	9
3	森林の整備その他林業の振興との関連	9
4	他事業との関連	9
第3	農用地等の保全計画	10
1	農用地等の保全の方向	10
2	農用地等保全整備計画	10
3	農用地等の保全のための活動	12
4	森林の整備その他林業の振興との関連	12
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	13
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	13
	(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	13
	(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	16
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	16
3	森林の整備その他林業の振興との関連	17
第5	農業近代化施設の整備計画	18
1	農業近代化施設の整備の方向	18
2	農業近代化施設整備計画	19
3	森林の整備その他林業の振興との関連	19
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	20
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	20
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	20
3	農業を担うべき者のための支援の活動	20
4	森林の整備その他林業の振興との関連	20
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	21

1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	21
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	22
3	農業従事者就業促進施設	22
4	森林の整備その他林業の振興との関連	22
第8	生活環境施設の整備計画	23
1	生活環境施設の整備の目標	23
2	生活環境施設整備計画	23
3	森林の整備その他林業の振興との関連	23
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	23
第9	付図	24
	別 添	24

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

(2) 用途区分

第 1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本町は、宮城県の北西部に位置し、西に奥羽山脈を隔てて山形県尾花沢市に、また、北から東にかけては大崎圏域の中心都市大崎市に接している。町域の広がりには東西に約 32km、南北に約 28km であり、面積は約 461k m²を擁し、町域の東部の一部が都市計画区域となっている。

地形としては、西部、北部、南部が山岳・丘陵地となっており、町の面積の約 73%を森林が占めている。中でも船形山や「加美富士」と呼ばれる本町のシンボルである「葉菜山」^{やぐらいさん}がそびえ、これらの山地や丘陵地から平坦地へと鳴瀬川、田川などが貫流し、肥沃な田園地帯が広がりを見せている。

本町の人口は、令和 7 年 1 月 1 日現在 20,747 人になっており、第三次加美町総合計画(令和 7 年度～令和 16 年度)における人口の見通しでは令和 17 年で 16,610 人、令和 32 年で 11,808 人と大幅な人口減少が進むと見込んでいる。農家戸数は、農林業センサスによると、平成 22 年は 1,655 戸、平成 27 年は 1,484 戸、令和 2 年は 1,154 戸となっており、今後も減少が予測される。

本町の農業は、古くから稲作が行われてきたが、地形的に低温・寡照の影響を受けやすく、特に用水温が低く冷気が滞留するため年による豊凶の差が大きく出る傾向にある。そのため、稲作を主体に畜産・畑作を組み合わせた農業が盛んに行われてきた。現在は、繁殖和牛や乳牛を中心とした畜産振興に加え、担い手を中心とした大豆の生産や、ねぎ・玉ねぎ等の振興野菜などの栽培も広く行われている。

人口減少とともに農業従事者の高齢化、後継者の不足、農業資材費等の高騰により、農業をとり巻く環境が厳しさを増している。このため、今後の本町においては、担い手を確保するとともに、担い手へ農地集積を図ることで、農地の効率的な利用を促進することが重要である。

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営体を育成するとともに、既に基幹経営体の水準に達している農業経営体についても更なる経営強化を推進していくこととする。

農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であるだけでなく、水害の防止をはじめ、多様な生き物を育むなど様々な機能も有している。あわせて、本町は「持続可能な水田農業を支える『大崎耕土』の伝統的水管理システム」として世界農業遺産に認定されている「大崎耕土」の奥座敷であることから、将来にわたり農業システムの動的保全がなされることが期待されている。

このようなことから、農業振興地域のうち、農用地区域及び農地が集団化している地域については、長期的に農地を保全していく。あわせて、関係機関・団体の更なる連携を図り、浸水被害の軽減に係る計画を推進していく。

なお、農業振興地域における土地利用の状況や概ね 10 年先の目標を次のとおりとする。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (R6年)	6,926	36.7	41	0.2	8,881	47.0	-	-	-	-	3,042	16.1	18,890	100.0
目標 (R16年)	6,923	36.6	41	0.2	8,881	47.0	-	-	-	-	3,045	16.2	18,890	100.0
増減	▲3		0		0		-		-		3		0	

注) 1 住宅地、工業用地は「その他」に含むものとする。

2 資料：町資料

3 目標面積：令和2年から令和6年の除外面積の平均値(0.3ha)をもとに、今後の趨勢を踏まえた面積とした。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本町にある現況農用地 6,926ha のうち、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地を除く農用地について、農用地区域に設定する方針である。

a 農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地

地域、地区及び施設等の 具体的な名称又は計画名	位置 (集落名等)	面積			備考
		農用地 (ha)	森林その他 (ha)	計 (ha)	
都市計画道路 色麻下多田川線	上狼塚字烏田～ 上狼塚字東北原地内				詳細未定
都市計画道路 田川平柳線	上狼塚字烏田～ 平柳字鹿島地内				詳細未定

b 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地

c 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地

d 中心集落の整備（中小企業の誘致、住宅の建設等）に伴って拡張の対象となる農用地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設について、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接する用排水路等が主であり、土地改良施設用地としての農用地区域は、特に設定しない。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

農業用施設のうち、農用地に介在又は隣接し、当該農用地と一体的に保全を図る必要があるものについては、農用地区域として設定する。2ha以上の規模を有する施設についても、同様に設定の対象とする。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本町にある森林、原野のうち、現況農用地に介在又は隣接するものであって、農業生産基盤整備事業実施地又は実施予定地内にある約1.2ha及び当該農用地と一体的に保全する必要があるものについては、農用地区域に設定する。

土地の種類	所在(位置)	所有権者又は管理者	面積(m ²)	利用しようとする用途	備考
	原中谷地地区	宮城県	7,588	農地整備事業	
	鹿原小梨沢南地区	宮城県	4,164	農地整備事業	
	谷地森地区 (山崎、新里)	宮城県	285	農地整備事業	
計			12,037		

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本町の農用地区域内の農用地等について、農地の遊休化を防止し、生産性を向上させるため、農用地区域及び農地が集団化している地域においては、農業生産基盤の整備を進め、長期的に農地を保全していく。

一方で居住を目的とする土地需要との競合も考慮に入れ、公共的な事業や地域のために必要とされる開発計画、その他やむを得ない開発行為については、農業的土地利用との調整を図りながら検討を行う。また、農用地区域の土地利用、農作業の効率化等農業上の総合的な利用に支障を及ぼさないよう配慮していくものとし、農用地区域の設定方針に基づき、次のとおり3地区について農用地区域を設定する。

単位：ha

区分 地区名	農地			採草 放牧地			混牧林地			農業用 施設用地			計			森林・ 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
中新田地区	1,667 (1,591)	1,666 (1,590)	▲1 (▲1)	70	70	0	—	—	—	20	20	0	1,757	1,756	▲1	—
小野田地区	2,551 (2,434)	2,550 (2,433)	▲1 (▲1)	—	—	—	—	—	—	11	11	0	2,562	2,561	▲1	1
宮崎地区	1,649 (1,573)	1,648 (1,572)	▲1 (▲1)	58	58	0	—	—	—	10	10	0	1,717	1,716	▲1	0
計	5,867 (5,598)	5,864 (5,595)	▲3 (▲3)	128	128	0	—	—	—	41	41	0	6,036	6,033	▲3	1

注) 1 ()内は、農用地区域内の農地のうち「耕地」の面積である。

農地の現況面積に対する耕地面積(確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況資料)の割合を使用し、地区別及び将来の耕地面積を推計した。「農用地区域内の農地」－「荒廃農地A分類」＝農地(耕地)

2 将来面積: 令和2年から令和6年の除外面積の平均値(0.3ha)をもとに、今後の趨勢を踏まえた面積とした。

イ 用途区分の構想

(A) 中新田地区

鳴瀬地区(A-1地区)

鳴瀬地区は、鳴瀬川流域に属し国道347号の北部及び国道457号の西部に位置する農用地は約722haで、そのうち田が700haと大半を占め、畑は集落地域内に点在している。田については、大規模ほ場整備603haが完了しており、大型機械化にも十分に対応できることから、汎用化水田として、田畑輪換のできる農地としての利用を推進する。

広原地区(A-2地区)

広原地区は鳴瀬川支流ごとに区分され、支流は田川、名蓋川及び多田川流域に属する。国道347号の南部及び国道457号沿いに位置する農用地は約491haで、そのうち田が304haを占めている。この地域は中心市街地に近いこともあり、ほ場整備は実施されていないが、集団的な農用地であるため、今後も水田としての利用を推進する。また、鳴瀬川支流の多田川、牛ヶ首及び烏谷ため池に属する農用地は約454haで、そのうち田が約338haを占めている。この地

域の平坦部及び川の流域に広がる田のうち、約 79ha についてはほ場整備が完了している。大型機械化に十分に対応できることから、汎用化水田として、田畑輪換のできる農地としての利用を推進する。丘陵部に広がる畑については、適度に団地化されており、大型機械化に十分対応できることから、今後も畑としての利用を推進する。

(B) 小野田地区

小野田地区 (B-1 地区)

鳴瀬川流域の農用地は約 1,817ha で、そのうち田が約 1,606ha と大半を占め、畑は集落地内に点在している。田については、昭和 40 年から 50 年代にかけて、汎用田として 20 a から 30 a の区画整理がなされ、水田としての利用を主としている。しかし、近年の大型機械化に見合うほどの生産効率は確保できていないため、ほ場整備を推進し農業生産基盤の整備を図る。また、鳴瀬川流域上流に属する中山間部は、約 148ha のほ場整備が完了しており、田畑輪換のできる農地としての利用を推進する。畑については、畜産が盛んな地域であることから、草地飼料畑としての利用を推進する。

鹿原地区 (B-2 地区)

鳴瀬川支流の青野川、大滝川及び鹿又川流域の中山間部に属する農用地は約 735ha で、内訳は田が約 343ha、畑が約 392ha となっている。田においては、約 79ha のほ場整備が完了し、今後は大型機械化に十分に対応できる汎用化水田として、田畑輪換のできる農地としての利用を推進する。畑は、草地及び飼料畑が主であるが、地域の特性を活かした土地利用型作物等の推進により、畑としての利用を推進する。また、薬菜山周辺地域の農用地は、そのほとんどが畑であり、主として草地として利用されており、今後も草地飼料畑としての利用を推進する。団地化された野菜畑等もあるため、草地との輪換耕作等により、効率的な土地利用を推進する。

(C) 宮崎地区

宮崎地区 (C-1 地区)

鳴瀬川支流の田川流域の中山間部から平坦部に属する農用地約 929ha で、そのうち田が約 806ha を占めている。田においては、約 124ha のほ場整備が完了している。昭和 40 年から 50 年代にかけて、汎用田として 20 a から 30 a の区画整理がなされ、水田としての利用を主としているが、近年の大型機械化に見合うほどの生産効率が上がっていない状況にあり、ほ場整備を推進し農業生産基盤の整備を図る。畑は草地及び飼料用作物畑が主であるが、野菜栽培等も取り入れた土地利用を推進する。また、鳴瀬川支流の鳥川流域の中山間部の農用地は、そのほとんどが鳥川沿いに開かれた田である。この地域は畜産及び野菜生産を中心とした地域であるため、現況の土地利用と汎用化による農地の高度利用を推進する。

賀美石地区 (C-2 地区)

鳴瀬川支流の田川流域の農用地は約 777ha で、そのうち田が約 668ha と大半を占め、約 481ha のほ場整備が完了している。大型機械化に十分に対応できることから、汎用化水田として、田畑輪換のできる農地としての利用を推進する。また、集落の背後に広がる丘陵地の農用地は、畑と採草放牧地が占めており、この地域は酪農・畜産が盛んで、主として草地と飼料用作物畑

として利用されている。さらに、野菜の団地もあるため、複合的な土地利用と地力維持増進を図りながら、畑としての利用を推進する。

2 農用地利用計画変更の基本方針

本町は、平成 15 年 4 月の合併後、旧 3 町（中新田町、小野田町、宮崎町）が策定していた各計画を継承しつつ、平成 18 年度に町全域を対象とした一体的な農業振興地域整備計画を策定した。この統合計画においては、合併後の新町における優良農用地の確保及び保全の指針を定め、広域的な農地利用の最適化に努めてきた。

平成 18 年度の計画策定後、平成 26 年度及び平成 29 年度に計画の見直しに着手したものの、当時は県営ほ場整備事業の進展に伴う農地調書の精緻な確定作業に加え、国営かんがい排水事業及び付帯事業の展開といった、本町の農業基盤を左右する大規模プロジェクトが進行中であった。これら事業による農地利用の変化を計画に的確に反映させるため、事業の進捗状況を見極めつつ、慎重に調査・調整を重ねてきた経緯がある。

今回の見直しは、平成 18 年度の統合計画策定から約 20 年が経過し、過疎化や少子高齢化、地域農業を支える基幹的な従事者の減少など、農業を取り巻く社会情勢が一段と厳しさを増している現状に対応するものである。

これまでの農用地保全という基本理念を堅持しつつ、大規模事業の完了等に伴う最新の土地利用実態を反映させるとともに、町の他の土地利用計画との整合性を図る必要がある。

以上の背景を踏まえ、優良農用地の安易な理由による除外を厳に慎みつつ、持続可能な農業生産基盤の構築及び適正な土地利用の再編を図るため、次の事項に留意して見直しを行うものとする。

(1) 農用地区域への編入の対象とする土地

- ア 国が実施又は補助をする農業生産基盤整備事業が実施された土地及び農業生産基盤整備事業の実施が見込まれる土地
- イ 10ha 以上の集団的に存在する農地で、今後とも優良農地として保全していくことが地域として望まれている土地
- ウ ア及びイ以外で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、農業上の利用を確保することが必要である土地

(2) 農用地区域の除外の対象とする土地

ア 集落介在地又は山林介在地

集落（住宅・店舗・公園等）又は山林に介在する農用地等については、農用地区域設定当初における設定の趣旨を十分勘案して慎重に扱うこととし、除外は最小限にとどめる。農用地の荒域化といった土地利用の現況のみにとらわれず、客観的にみて今後も農用地等として保全管理することが困難と認められる土地であり、かつ次の要件をすべて満たす土地を対象とする。

(ア) 相当期間（20 年以上）、農業生産基盤整備事業が実施されていない土地

(イ) 原則として 3 方向以上が農用地等以外に囲まれており、集落又は山林に介在することで、既存の農用地区域内の農用地等と一体的な利用が困難な土地

- (ウ) 地域の平均的整備規模以下の小規模な飛び農用地等
- (エ) 除外することによって周辺の農業上の土地利用に及ぼす影響が軽微である土地
- (オ) 担い手の農業経営に及ぼす影響が少ない土地

※ (ウ) の平均的整備規模については、本町のほ場整備が昭和 40 年から 50 年前後に 10 a ～ 30 a で整備されていることに鑑み、整備区画の間である 20a とする。

イ 近代化不可地

過去 30 年以上、農業生産基盤整備事業が実施されておらず、今後も事業実施の見込みがない土地であって、効率的な近代的農業の展開が困難であると認められる土地とする。

ウ 個別案件の土地

本町の目指す農業の振興に特段の支障がなく、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号の要件をすべて満たしていることを前提とする。その上で、事業計画の具体性及び妥当性が認められ、他法令に基づく許認可を受ける見込があるものについては、除外を検討する。

3 農用地利用計画

別記 農用地利用計画（地番表）のとおりとする。

土地利用計画図（付図 1 号）

注) 図示した農用地区域（農地、採草放牧地）及び農業用施設用地については、編入・除外が確定している地番のみを現況の土地利用図へ反映したものであり、未確定の面積増減の趨勢は含まれないものとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本町における農業振興地域の農用地のうち、田については、国営及び県営事業の導入によりかんがい排水施設、ほ場の大区画化、農道改良の基盤整備をこれまで進めてきた。しかし、中山間地及び都市計画区域を中心とする未整備区域等が課題となっている。今後、さらに、農地中間管理機構等による担い手への農地の集積・集約化推進のための基盤整備やかんがい排水による総合的な整備を進めるほか、田の大区画化や汎用化を推進し、作業の効率化と多様な農作物の生産を可能とする条件整備等、地域に即した農用地整備を推進するとともに、環境との調和に配慮した農業生産基盤の整備を推進する。畑については、生産性及び品質の向上を目的とした生産関連施設の整備を推進するとともに整備済の施設については、持続して利用できるよう計画的に整備する。また、農家の生産意欲減退の大きな原因となっている有害鳥獣被害対策として、地域一体となった進入防止柵の設置等を促し、町鳥獣被害対策実施隊により駆除に努めていく。

ア 中新田地区

中新田地区は、県営ほ場整備事業により鳴瀬第一地区、鳴瀬第二地区、平柳地区、多田川地区、多田川左岸地区の5地区の約682haの大区画整理が完了しており、今後予定している羽場地区約21ha及び未整備地区のほ場整備を推進するとともに、ほ場整備済み農地を核として、令和7年3月に制定した地域計画に基づき、虫食いの開発により農地の集団的利用のメリットが損なわれることのないよう優良農地の集団性を確保しながら、認定農業者や地域の主要な農業者及び経営体への集積・集約を進めていく。

イ 小野田地区

小野田地区は、鳴瀬川とその支流沿いに展開する平坦部と薬菜山麓周辺の傾斜地に分類され、県営ほ場整備事業等により門沢小瀬地区、東鹿原地区、南鹿原地区の3地区の約227haの大区画整理が完了し、小野田東部地区、月崎清水地区、中嶋上高城地区の3地区の約184haで実施中である。また計画中の地域もあることから、事業の早期完成に向けて取り組みを推進していく。また、優良農地の大部分は水田が占めており、今後もほ場整備済み農地を核として、虫食いの開発により農地の集団的利用のメリットが損なわれることのないよう優良農地の集団性を確保し、認定農業者や地域の主要な農業者及び経営体への集積・集約を進めていく。

ウ 宮崎地区

宮崎地区は、田川・烏川とその支流沿いに平坦部と点在する傾斜地に分類され、県営ほ場整備事業により柳沢地区、宮崎北部地区、宮崎東部地区、米泉地区、高城地区の5地区の約605haが完了している。しかし、昭和40年から50年代に区画整理された農地は20から30a区画のため、大型機械に対応できない状況にあり、再整備に向けて推進していく。ほ場整備済地区は優良農地で大半は水田が占めており、今後もほ場整備済み農地を核として、虫食いの開発により農地の集団的利用のメリットに支障が損なわれることのないよう優良農地の集団性を確保し、認定農業者や地域の主要な農業者及び経営体への集積・集約を進めていく。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
農道整備	集落基盤再編事業 水芋橋地区 農道橋整備（長寿命化）1橋	水芋橋	20	1	R8～R9
(競)農地整備事業	農地整備事業 小野田東部地区 区画整理工 A=77.6ha	小野田東部	77	2	R4～R10
”	農地整備事業 月崎・清水地区 区画整理工 A=54ha（全体 100ha）	月崎・清水	54	3	R4～R11
”	農地整備事業 中嶋・上高城地区 区画整理工 A=53ha（全体 86ha）	中嶋・上高城	53	4	R9～R15 以降
”	農地整備事業 羽場地区 区画整理工 A=21ha	羽場	21	5	R10～R15 以降
(交)水利施設整備事業	ゴム堰更新 2か所 貞右衛門堰・新堂堰	貞右衛門堰・ 新堂堰	101	6	R6～R7

農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の民有林面積（国有林除く）は約 18,211ha となっており、森林面積の 54%を占めている。森林は水源のかん養、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的な機能を有している。健全な森林の造成及び資源の循環利用を進めることで、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、整備を進めていく。また、鳥獣の生息区域である森林を適切に守ることで農作物を鳥獣被害から守っていく。

4 他事業との関連

農業の果たす食料確保、緑地保全等の多面的機能を発揮し、総合的なまちづくりに必要な各種整備計画と整合を図り、農業生産基盤の整備を進めていく。また、河川改修、道路の新設（改良）、都市計画道路との有機的な統合を考慮して事業を進めていく。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本町の農用地は、基幹産業である農業の基本的な生産基盤であり、良質米をはじめとする主要作物の安定生産を通じて、県内外へ食料を供給する重要な拠点となっている。今後も食料需給の動向に対応した農用地の計画的かつ効率的な利用を進めながら、農業生産だけでなく自然環境の保全や洪水防止といった多面的機能も発揮させるよう配慮していく必要がある。

平坦地等においては、農業経営の法人化の推進や新規就農を促進するとともに、生産コスト低減に向けた大区画のほ場整備をはじめ、農道や水路の生産基盤を整備し、より安定して持続可能な農業経営を図ることで農用地の保全に努めていく。

中山間地域においては、地形的な不利な条件である上、高齢化・過疎化を背景に、担い手や後継者が不足し、地域コミュニティの維持そのものが大きな課題となっている。そのため、国の補助事業等を活用しながら、地域の実情に即したきめ細やかな農業生産基盤整備を推進し担い手を確保することで、集落機能が維持される体制を構築し、新たな荒廃農用地の発生防止と農用地の保全に努めていく。

あわせて、豊かな田園風景の維持形成に努め、グリーン・ツーリズムによる農業体験や交流の場として活用する等、地域の特性を活かした農業の推進を図るとともに、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分考慮するものとする。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要 (活動組織名)	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
多面的機能支払交付金	四日市場沖ふるさと保全会	四日市場沖	115.0	1	
多面的機能支払交付金	下新田上ふるさと環境保全会	下新田上	86.0	2	
多面的機能支払交付金	下新田下ふるさと保全会	下新田下	127.0	3	
多面的機能支払交付金	上狼塚ふるさと保全会	上狼塚	56.0	4	
多面的機能支払交付金	下多田川ふるさと環境保全会	下多田川	94.0	5	
多面的機能支払交付金	門沢小瀬ふるさと保全会	門沢小瀬	196.0	6	
多面的機能支払交付金	芋沢ふるさと保全会	芋沢	32.0	7	
多面的機能支払交付金	原ふるさと保全会	原	183.0	8	
多面的機能支払交付金	長清水ふるさと保全会	長清水	112.0	9	
多面的機能支払交付金	加美町西部ふるさと保全会	加美町西部	137.0	10	
多面的機能支払交付金	原町ふるさと保全会	原町	156.0	11	
多面的機能支払交付金	東鹿原集落環境保全会	東鹿原	107.0	12	
多面的機能支払交付金	雷ふるさと保全会	雷	172.0	13	
多面的機能支払交付金	おのだ城内・上区活動組織	おのだ城内・上区	150.0	14	
多面的機能支払交付金	下北環境保全会	下北	86.0	15	
多面的機能支払交付金	下野目ふるさと環境保全会	下野目	91.0	16	
多面的機能支払交付金	月崎ふるさと保全会	月崎	64.0	17	

事業の種類	事業の概要 (活動組織名)	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
多面的機能支払交付金	石母田ふる里保全会	石母田	245.0	18	
多面的機能支払交付金	下小路2ふるさと保全会	下小路2	23.0	19	
多面的機能支払交付金	二ツ石堰保全会	二ツ石堰	155.0	20	
多面的機能支払交付金	西川北ふるさと保全会	西川北	42.0	21	
多面的機能支払交付金	柳沢ふるさと保全会	柳沢	72.0	22	
多面的機能支払交付金	鶯沢ふるさと保全会	鶯沢	45.0	23	
多面的機能支払交付金	本郷環境保全会	本郷	84.0	24	
多面的機能支払交付金	根岸ふるさと保全会	根岸	49.0	25	
多面的機能支払交付金	鳥嶋ふる里保全会	鳥嶋	41.0	26	
多面的機能支払交付金	鳥屋ヶ崎ふるさと保全会	鳥屋ヶ崎	64.0	27	
多面的機能支払交付金	孫沢ふるさと保全会	孫沢	33.0	28	
多面的機能支払交付金	袋ふるさと保全会	袋	88.0	29	
多面的機能支払交付金	四日市場宿ふるさと保全会	四日市場宿	97.0	30	
多面的機能支払交付金	下狼塚ふるさと保全会	下狼塚	50.0	31	
多面的機能支払交付金	中嶋宮農環境保全会	中嶋	58.0	32	
多面的機能支払交付金	雑式目ふるさと保全会	雑式目	34.0	33	
多面的機能支払交付金	平柳ふるさと保全会	平柳	120.0	34	
多面的機能支払交付金	南鹿原ふるさと保全会	南鹿原	106.0	35	
多面的機能支払交付金	北鹿原ふるさと保全会	北鹿原	67.0	36	
多面的機能支払交付金	白子田ふるさと保全会	白子田	14.0	37	
多面的機能支払交付金	羽場ふるさと保全会	羽場	30.0	38	
多面的機能支払交付金	北永志田ふるさと保全会	北永志田	95.0	39	
多面的機能支払交付金	小泉ふるさと保全会	小泉	85.0	40	
多面的機能支払交付金	道城環境保全会	道城	39.0	41	
中山間地域等直接支払交付金	上多田川上1集落協定	上多田川上1	5.5	42	
中山間地域等直接支払交付金	上多田川上3集落協定	上多田川上3	2.1	43	
中山間地域等直接支払交付金	芋沢集落協定	芋沢	25.0	44	
中山間地域等直接支払交付金	切込集落協定	切込	2.6	45	
中山間地域等直接支払交付金	西川北集落協定	西川北	3.5	46	
中山間地域等直接支払交付金	北川内1集落協定	北川内1	3.3	47	
中山間地域等直接支払交付金	北川内2集落協定	北川内2	1.2	48	

農用地等保全整備計画図 (付図3号)

3 農用地等の保全のための活動

平坦地では大区画のは場整備や農業用排水施設機能の維持に努め、地力の高い汎用利用可能な優良農用地を確保していく。また、国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を最大限発揮し、安定した農業生産活動が持続的に行われるよう、農業生産基盤の整備や農業施設の適切な維持管理、担い手の確保等の各種事業を一層推進し、農用地の保全に地域ぐるみで取り組んでいく。そのため、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金を活用していく。(現在 41 地区では多面的機能支払交付金を活用し、他 7 地域では中山間地域直接支払交付金を活用している。)

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の森林整備計画において定められている水源かん養機能や山地災害防止、土壌保全機能等の 8 つの森林の多面的機能に基づいて、それぞれ重視すべき機能に配慮した方法により農用地等の保全に取り組む。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本町における地域農業の現状及びその見通しのもと、農業が職業として魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の発展を図るべく基本的な目標として個別経営体及び組織経営体の目標を次のとおり示すとともに、効率的かつ安定的な経営体の育成を図る。

なお、この目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、主要な営農類型を示すと次のとおりである。

効率的かつ安定的な農業経営の目標	年間農業所得	1人当たりの年間労働時間
	基幹経営体概ね 600～720 万円	概ね 2,000 時間以内
	年間農業所得は、主たる従事者 1.25 人～1.5 人(主たる従事者 1 人当たり 480 万円を想定して示している)	

※農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想より抜粋

[個別経営体]

番号	営農類型	経営規模の目標	生産方式	経営管理方法及び農業従事の態様
1	水稲＋大豆	水稲 15 ha 自作地 15 ha 大豆 受託地 4 ha	水稲：機械化一貫体系 大豆：転作受託集団に加入（1戸当たり）	営農・生活設計に基づくビジョンの樹立
2	水稲＋露地野菜	水稲 7 ha 自作地 5 ha 受託地 2 ha ねぎ 1.0 ha	水稲：機械化一貫体系 ねぎ：春播き、秋冬どり	機械化による労力の省力化。複合部門との競合を避ける労力配分
3	水稲＋施設野菜	水稲 10 ha 自作地 5 ha 受託地 5 ha トマト＋春菊 パイプハウス 3,000 m ²	水稲：機械化一貫体系 トマト・春菊：パイプハウスの輪作体系 トマト促成栽培 春菊 夏播き	繁忙期の臨時雇用の実施 休日制・給料制等の導入
4	水稲＋施設花き	水稲 5 ha 自作地 4 ha 受託地 1 ha 花苗 2,000 m ²	水稲：機械化一貫体系 花苗：花壇用（パンジー）	複式簿記記帳に基づく財務管理
5	水稲＋果樹	水稲 5 ha 自作地 4 ha 受託地 1 ha 果樹 1.5 ha	水稲：機械化一貫体系 りんご：普通栽培 品種：ふじ	パソコン等の導入による生産・販売管理
6	水稲＋特用作物	水稲 6 ha 自作地 5 ha 受託地 1 ha 葉たばこ 2 ha	水稲：機械化一貫体系 葉たばこ：マルチ栽培 品種 バーレー種	労働環境、作業環境の改善
7	水稲＋大豆＋露地野菜	水稲 10 ha 自作地 5 ha 受託地 5 ha 大豆 2.5 ha ねぎ 0.5 ha	水稲：機械化一貫体系 大豆：転作受託集団に加入（1戸当たり） ねぎ：春播き、秋冬どり	
8	水稲＋菌茸＋大豆	乾しいたけ用ほだ木 6,000 本 水稲 10 ha 自作地 7 ha 受託地 3 ha 大豆 1.5 ha	乾しいたけ：施設等、栽培舎、暖房施設、動力運搬車等 水稲：機械化一貫体系 大豆：転作受託集団に加入（1戸当たり）	

番号	営農類型	経営規模の目標	生産方式	経営管理方法及び 農業従事の態様
9	稲作＋ 露地野菜＋ 農家民宿	水稻 5 ha 自作地 5 ha だいこん 2 ha 農家民宿	水稻：機械化一貫体系 だいこん：夏播き栽培 6～7月に 播種 収穫 8～10月 農家民宿：年間宿泊・食事者数 1,000人	営農・生活設計に基づく ビジョンの樹立 機械化による労力の省 力化。複合部門との競合 を避ける労力配分
10	酪農	搾乳牛 50頭 飼料畑及び牧草地 8 ha	酪農：パイプラインミルクカーに よる搾乳 飼料作物栽培機 3人共同利用 牛群検定による高泌乳牛の確保	繁忙期の臨時雇用の実施
11	酪農＋水稻	搾乳牛 45頭 飼料畑及び牧草地 8 ha 水稻 自作地 5 ha	酪農：パイプラインミルクカーに よる搾乳 水稻：機械化一貫体	休日制・給料制等の導入 複式簿記記帳に基づく 財務管理
12	肉用牛（繁） ＋水稻	常時飼養頭数 25頭 水稻 10 ha 自作地 5 ha 受託地 5 ha	繁殖牛：黒毛和牛種による繁殖 肥育牛：素牛（黒毛和種・去勢） 水稻：機械化一貫体	パソコン等の導入によ る生産・販売管理
13	養豚＋水稻	繁殖豚 100頭 水稻 5 ha 自作地 5 ha	養豚繁殖：系統豚利用による 水稻：機械化一貫体	労働環境、作業環境の改 善
14	肉用牛（繁） ＋水稻＋大豆	常時飼養頭数 20頭 水稻 10 ha 自作地 5 ha 受託地 5 ha 大豆 2.5 ha	繁殖牛：黒毛和牛種による繁殖 肥育牛：素牛（黒毛和種・去勢） 水稻：機械化一貫体 大豆：転作受託集団に加入（1戸 当たり）	
15	肉用牛（繁） ＋水稻＋露 地野菜	常時飼養頭数 20頭 水稻 10 ha 自作地 5 ha 受託地 5 ha ねぎ 0.5 ha	繁殖牛：黒毛和牛種による繁殖 初産種付月齢 14ヶ月 水稻：機械化一貫体 ねぎ：春播き、秋冬どり	
16	水稻＋ 露地野菜	水稻 7 ha 自作地 5 ha 受託地 2 ha ねぎ 1.0 ha 白菜 1.0 ha	水稻：機械化一貫体 ねぎ：春播き、秋冬どり 白菜：機械作業による省力化	
17	水稻＋ 露地野菜	水稻 7 ha 自作地 5 ha 受託地 2 ha ねぎ 1.0 ha 玉ねぎ 1.0 ha	水稻：機械化一貫体 ねぎ：春播き、秋冬どり 玉ねぎ：機械作業による省力化	

[組織経営体]

番号	営農類型	経営規模の目標	生産方式	経営管理方法及び農業従事の態様
1	稲作＋ 大豆＋ 露地野菜	水稲 60 ha 受託地 60 ha 大豆 30 ha 白菜 3 ha	水稲：機械化一貫体 大豆：稼働率向上、ほ場の団地化 露地野菜： 多品目栽培、直売所販売 集落営農組合から法人化に移行するモデル	営農・生活設計に基づく ビジョンの樹立 機械化による労力の省力化。複合部門との競合を避ける労力配分
2	稲作＋大豆	水稲 40 ha 自作地 20 ha 受託地 20 ha 大豆 30 ha	水稲：機械化一貫体 大豆：稼働率向上、ほ場の団地化 露地野菜： 多品目栽培、直売所販売 集落営農組合から法人化に移行するモデル	繁忙期の臨時雇用の実施 休日制・給料制等の導入 複式簿記記帳に基づく財務管理
3	菌茸＋ 水稲＋ 大豆	えのき茸 150 万本 水稲 20 ha 自作地 10 ha 受託地 10 ha 大豆 20 ha	えのき茸：周年栽培、 年間生産量 400 t 水稲：機械化一貫体 大豆：稼働率向上、ほ場の団地化	パソコン等の導入による生産・販売管理 労働環境、作業環境の改善
4	酪農	経産牛 搾乳牛 120 頭	スタンション飼養方式 牛郡検定による高泌乳牛の確保 自給飼料生産 飼料作物栽培用機械	
5	露地野菜＋ 水稲	ねぎ 7 ha 水稲 10 ha 受託地 10 ha	ねぎ：春播き、秋冬どり 省力化機械の導入、 集出荷作業の共同化 水稲：機械化一貫体	
6	養豚	養豚 150 頭	養豚：年間生産頭数：3,450 頭	

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農用地等の効率的かつ総合的な利用を促進するため、農地中間管理事業等を活用し、大規模個別経営体や組織経営体の担い手への農用地の集積を進め、農業経営基盤の強化を推進する。中山間地においては、農業従事者の高齢化及び後継者不足を背景に荒廃農用地の増加が見込まれることから、地域内外の担い手の規模拡大や新規就農希望者が参入しやすい条件を整えながら、農用地の流動化に係る対策を総合的に推進していく。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 認定農業者等の育成対策

認定農業者や新規就農者等どの担い手を育成するため、町農業再生協議会を中心に、地域の実情に即した集落営農の法人化を促進するとともに、各種補助事業を活用した農用地の集積や法人間連携を促進することにより、経営の安定化を図る。また、新規就農者の確保・育成には農業関係団体による就農相談から就農後の営農指導までを一貫して支援するサポート体制を構築することが重要である。農用地については農業委員会や農地中間管理機構による仲介、営農指導については県大崎農業普及センターや農業協同組合、農業経営については町、町農業再生協議会など、受け入れ希望集落や関係団体が一体となって新規就農者を支え、将来的には地域の中心的な経営体となる認定農業者へと育成していく。

(2) 農用地の集団化対策

需要に応じた米生産を進めるため、主力品種のほか、業務用米等を集団的に栽培し、かつ地域特産物の振興のため、町農業再生協議会が策定した水田収益力強化ビジョンに基づき、同協議会を中心に農業関係団体が一体となった連携体制を確立し、農用地の集団化を推進する。

(3) 農地の流動化対策

農地中間管理事業や農業経営基盤の強化を促進するための事業等を活用し、農地中間管理機構や農業委員会、農業協同組合、土地改良区等との連携を図りながら、ほ場の集団化・連担化を進め、地域の担い手への農地の集積・集約化を促進する。

(4) 農作業の受委託の促進対策

農業経営や農地保全に係るコストの低減を図るため、農業協同組合等による農業機械のリースや、中核的農家で組織する生産組合や農業法人への水稻や大豆、そば等の農作業委託を積極的に推進する。

(5) 農作業の共同化対策

集落における持続可能な農業の在り方を見据えた、農作業の組織化に向けた地域の話し合いを進め、担い手の確保や農業機械・施設の共同利用による労力の省力化やコスト削減等、農作業の組織化への取り組みを推進する。

(6) 農業生産組織の活動促進対策

農用地の規模拡大等による経営の合理化や中山間地を中心とした担い手不在地域の解消を図るため、地域及び営農の実態等に応じた集落営農組織を育成するとともに、広域化を含めた経営の効率化を図り、経営体としての体制が整ったものについては法人化への誘導を図りながら、地域における農業生産組織の活動を促進する。

(7) 地力の維持増進対策

消費者の「安全・安心」な農産物に対する意識の高まりや自然環境への配慮の観点から、環境保全型農業を推進する取り組みと併せて、畜産農家と連携した有機質肥料の還元など、地域における農業資源の有効活用により地力の維持増進を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

中山間地においては、ウドやわらび等の山菜、きのこ類などの特用林産物を取り入れた農業との複合経営を行っている経営体が多数存在している。これらの生産活動は森林との関わりが深いことから、林業振興施策との密接な連携・調和を図りながら、安定した農業経営に向けた組織化を推進していく。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本町は恵まれた自然環境を活かし、良質米をはじめ園芸作物や畜産物等の供給を担う食料供給基地として持続的に発展していくため、農産物の需要動向や社会情勢の変化に対応できる組織体制の確立を進める。将来にわたり持続可能な農業生産構造を維持していくため、主要農産物の振興方針に基づき、その達成に必要なICT技術を活用したスマート農業の導入や農業近代化施設の整備を促進する。なお、環境保全型農業や地産地消、食品産業との連携による農産物の流通販売強化等、消費者や実需者のニーズに即した生産拡大や新たな生産・流通・販売体制を構築していく。

(1) 米

人口減少等に伴う国内需要の縮小、諸外国との経済連携協定等に伴うグローバル化の進展、頻発する自然災害等、農業を取り巻く情勢が厳しさを増す中であって、「安全・安心」で高品質な良食味米の主産地としての期待に応えるとともに、主力品種のひとつめぼれ・環境保全米「加美米」や、需要拡大が堅調な業務用米及び加工用米等、消費者や実需者から求められる「需要に応じた多様な米生産」を推進し、米の産地として需要拡大と農業所得の安定化を図る。また、有機栽培など環境保全型農業を促進するため、農地の集積・集約化による生産規模の拡大やICT技術を活用したスマート農業の導入による低コスト化、販路拡大につなげる有機JAS認証やGAP認証の取得等を推進する。

(2) 大豆

大豆については、主に平坦地における主食用米からの転換作物として、また、適切な輪作体系の構築に寄与する重要な作物として位置づける。地域条件に応じた基本技術の励行等を基本とした上で、実需者との連携を強化し、消費者ニーズに即した多様な品種の導入に取り組むとともに、安定供給を可能とする生産及び販売体制の確立を図る。

(3) 野菜・果樹・花き

農業所得の向上と女性や高齢者、障がい者の就業機会を拡大し、地域農業の活性化を促進するため、野菜や果樹、花き等と水稲との複合経営を積極的に推進するとともに、実需者との連携を強化し、流通、販売体制を整えることで産地化を図る。特に高収益作物（玉ねぎ、ねぎ、加工用野菜、加工用トマト、さつまいも等）を中心に、生産技術及び地力対策の普及に努めるとともに、品質の向上と作付面積の拡大、販路の確保等を図る。

(4) 飼料作物

水田飼料作物の生産性を高めるため、地域に適した優良品種の導入や栽培管理技術の高位平準化による単収の向上を図るとともに、農地規模の拡大や機械の共同利用等による低コスト化に資するICT技術を活用したスマート農業の導入を促進し、良質な自給飼料による資源循環型農業を推進する。

(5) 畜産

畜産業は、酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚、養鶏等、多岐にわたる中で、家畜飼養農家数は年々減少傾向にある。特に、配合飼料をはじめとした生産資材価格の高騰により、小規模な家族経営農家が廃業を余儀なくされる等、厳しい状況にある。

生産者が将来にわたって安定した経営を継続できるよう、近隣自治体や農業協同組合等の関係機関と連携し、生産能力の強化や家畜防疫対策等への支援を行う。あわせて、多様化する消費者ニーズに対応した畜産物の高付加価値化や、耕畜連携による粗飼料自給率の向上を推進し、畜産経営における生産基盤の強化と収益性の向上を図る。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

中山間地では特用林産物との複合経営を行っている経営体については、森林との関わりが深いことから、林業振興との調和を図りながら、持続できる農業経営の整備を図る。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

人口減少や少子高齢化の社会構造の変化によって、農家数及び農業従事者数は減少傾向にある中で、将来にわたって本町の農業が持続的に発展していくためには、関係団体が連携して、農業に関する豊富な知識と高度な技術力、優れた経営感覚を兼ね備えた経営体をより多く育成・確保していくことが重要である。

特に、地域農業の担い手となり得る農業者には、経営体質の強化や生産組織の法人化を促進させるため、経営規模の拡大や農地の集積、農業生産基盤の整備等を積極的に支援する。また、新規就農者については、就農相談や農地のあっせんを通じての受け入れ体制の整備、関係団体との連携した営農指導等を行うなど、将来を見据えた担い手の確保を目指し、就農前から就農後のサポートまでを総合的に支援する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 農業の技術・知識の習得への支援

町農業委員会、農業協同組合、県大崎農業改良普及センターほか関係機関が主催する技術指導会や農業簿記講座等の研修への参加誘導等による技術や知識の習得を支援する。

(2) 就農準備等に必要な資金手当の支援

新規就農者等の早期の経営安定を図るため、就農準備段階にある者や就農後間もない新規就農者に対し、各種制度や給付を活用した支援を行う。

(3) 生産基盤となる農地の円滑な取得等に対する支援

安定した農業経営基盤を確保するため、農業経営基盤強化資金等による総合的な融資を推進するほか、農地中間管理事業に基づき農用地の円滑な貸付等を支援する。

(4) 就農や経営安定のために必要な各種の情報提供体制

新規就農者の確保に向けて、就農相談や就農イベント等を活用し、本町の農業施策をPRするほか、本町における暮らしに関する情報も併せて発信する。また、既存の就農者に対しては、メールや文書などにより農業経営に関する情報やイベント、研修会への案内等を適宜発信する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

中山間地では、森林との関わりが深いことから、林業振興との調和を図りながら、特用林産物との複合経営を推進しながら農業経営の安定化を目指す。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

2020年農林業センサスによる本町の農業経営体数は696経営体であり、このうち法人化している経営体数は30経営体、20ha以上の大規模経営体数は63経営体、複合経営を行っている経営体数は89経営体となっている。農業従事者の就業の場を確保するには、就業先となる経営体の経営安定化が重要であることから、農業生産組織の法人化を進めるとともに、経営面積や農産物の直接販売の拡大、農業経営の複合化や6次産業化等を推進し、農業所得を安定的に確保できる経営体の育成を進める。

単位：経営体

農業経営体数	法人化	20ha以上所有	複合経営
696	30	63	89

注) 資料：2020年農林業センサス

単位：人

		従業地						合計		
		町内			町外			男	女	計
		男	女	計	男	女	計			
フルタイム 勤務	第1次産業	169	92	261	21	10	31	190	102	292
	第2次産業	132	44	176	111	29	140	243	73	316
	第3次産業	76	58	134	94	55	149	170	113	283
	計	377	194	571	226	94	320	603	288	891
自営 兼業	第1次産業	103	62	165	12	4	16	115	66	181
	第2次産業	55	28	83	16	0	16	71	28	99
	第3次産業	30	19	49	13	6	19	43	25	68
	計	188	109	297	41	10	51	229	119	348
出稼ぎ	第1次産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2次産業	2	0	2	2	0	2	4	0	4
	第3次産業	1	1	2	0	0	0	1	1	2
	計	3	1	4	2	0	2	5	1	6
日雇・ 臨時雇	第1次産業	20	8	28	7	1	8	27	9	36
	第2次産業	23	15	38	12	4	16	35	19	54
	第3次産業	26	30	56	15	14	29	41	44	85
	計	69	53	122	34	19	53	103	72	175
総計		637	357	994	303	123	426	940	480	1,420
上記割合(%)		64.1	35.9	100	71.1	28.9	100	66.2	33.8	100

注) 資料：「加美農業振興地域整備計画の総合見直しに伴うアンケート調査結果」(令和5年12月)

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

将来の加美町農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業等の措置を総合的に実施する。

町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進していく。また、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていく。

3 農業従事者就業促進施設

兼業・委託農家に対して安定した職場の確保を目的として、豊かな地域資源を活かした成長型産業の企業誘致を積極的に行っていく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

地場産品の創出による就業の場を確保するため、地域資源の有効活用を図る。しいたけ・ナメコ等の菌茸類や山菜、薬草といった特産物の振興に加え、地場木材による木工品・蔦細工、湧水を利用した溪流魚養殖など、多角的な取り組みを推進する。これら生産・加工・販売の各段階における活動を支援することで、安定的な就業機会を確保し、地域経済の活性化を目指す。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

地域の自然環境との調和、集団的優良農用地の保全及び生活環境の整備促進を基本とし、地域住民の主体的取り組みによる環境整備を推進し、潤いある田園空間や景観の保全など、農村の良さを活かした整備を進める。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の林家は、ほとんどが農業との複合経営を行っており、林業は農業経営の副部門として営まれている。本町の恵まれた森林地帯の中には、小規模ながら数多くの湖沼・湿地が人為的な影響を受けずに保全されているところもあり、トンゴをはじめとする希少・貴重な昆虫類やミズバショウの群生地も存在する。従って、今後の生活環境施設の整備における場所選定に当たっては、本町の貴重な自然資源が存在する森林と隣接する地域等も考慮し、自然探勝休養ゾーンとして森の豊かさの体験、そのすばらしさの特性を活かした森林の整備を図っていく。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

生活環境の整備に当たっては、各種農業基盤整備事業等で進められている生産基盤の整備と一体的に行う。あわせて、安全性や利便性等に十分配慮し、適正かつ効率的な施設の整備を図るものとする。

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
農業生産基盤整備・集落基盤整備	中新田地区 排水路、農道、集落道、防雪柵一式	中新田地区	-	集落基盤整備事業
	東小野田地区 水路、農道、集落道一式	東小野田地区	-	集落基盤整備事業

第9 付図

別 添

土地利用計画図（付図1号）

農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）

農用地等保全整備計画図（付図3号）